



民間賃貸住宅の
住み替えを
お手伝いします！



住み替え支援事業



- 担当課 - 住環境整備課
住宅運営指導係 ☎03-5654-6428

民間賃貸住宅への住み替えを検討している方のご相談をお受けします。
協力不動産店（葛飾区と協定を締結している不動産団体の会員）や、居住支援法人
へ物件情報の照会をいたします。

🏠相談窓口（予約優先）🏠

相談窓口：住環境整備課住宅運営指導係（区役所3階307番窓口）

受付時間：月・水・金曜日（祝日・年末年始除く） 午前9時から午後5時

相談担当事業者：株式会社ホッとスペース東京（東京都指定居住支援法人）

連絡先：☎03-5654-6428

1.相談

- ・電話または窓口で相談を受付します。 ※予約優先
- ・お探しの物件の希望条件等をお伺いします。



賃貸の入居審査は、不動産会社や大家さんが物件を安心して貸せる人物かどうかを判断する審査です。住み替え支援相談時には、緊急連絡先の有無や、初期費用（敷金や引っ越し費用）などについて聞き取りさせていただきます。

2.物件紹介

- ・区から協力不動産店へ物件情報の照会を行います。
- ・ご紹介できる物件があれば、不動産店から相談者様へ直接電話連絡いたします。
※ 電話に出ない、折り返さないなど、電話トラブルにご配慮いただきますようお願いいたします。

3.不動産店 への訪問

- ・以降は、通常の賃貸借契約と同じ流れです。
- ・ご希望に合う物件があれば、不動産店に訪問してください。
※ 契約費用や家賃が安くなるものではありません。
※ 契約の際には審査がございます。



4.内見・審 査・契約

- ・内見していただき、気に入れば契約等の手続きをしてください。
※ 契約はご自身で行っていただくものです。
契約内容をよくご確認の上、契約なさってください。

※ ご紹介できる物件が見つからない場合もございます。ご自身でも物件探しをお願いいたします。



家賃債務保証料の助成

区内の民間賃貸住宅に転居する際に、連帯保証人を立てる代わりに区が認める財団等が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、初回の保証料の一部を助成します。

【対 象】 区内に 1 年以上居住し、次のいずれかに該当する世帯
高齢者世帯（原則 60 歳以上）・障害者世帯・ひとり親世帯（条件あり）
※生活保護や支援給付を受給中の世帯を除きます。また、年齢要件など、
各対象世帯にはそれぞれに詳しい条件がございます。くわしくはご相談ください。

【助成額】 財団等に支払った初回分の保証料（上限 30,000 円）

【その他】 財団又は認定事業者から家賃債務保証引受証を受領後 30 日以内に申請してください。
くわしくは担当課までご相談ください。

あんしん民間賃貸住宅補償料の助成

区内の民間賃貸住宅に転居する際に、区と協定を結んだ事業者が実施する、安否確認および死亡時の補償サービスを利用される際の費用を助成します。

【対 象】 区内在住の 60 歳以上の単身者 ※所得制限あり

【助成額】 初回登録料（16,500 円）と月額利用料（3,850 円）の全額

【その他】 サービス提供事業者：ホームネット株式会社（HN ハローライト）
事業者を経由した申請となります。
くわしくは担当課までご相談ください。



～ HN ハローライトとは ～

電球の点灯と消灯による安否確認のチェックを常に自動で行います。

16 時間連続で点灯または消灯を確認した場合、異常と判断し利用者及び予め指定された関係者連絡先へ電話連絡、利用者の元へ現地確認を行います。

また、サービス利用者が自宅内で亡くなられたことに起因して発生した費用（原状回復・残存家財の片づけ、上限 50 万円）をお支払いします。

生活相談・自立相談の支援



予約不要

相談無料

くらしのまるごと相談窓口

「困っているけれど、どこに相談したらいいかわからない」などのお悩みに、福祉の専門職員が相談をお受けします。外出が難しい方には、自宅などへ伺って相談をお受けします。

【相談窓口】くらしのまるごと相談窓口

(区役所3階312番窓口)

【受付日】月～金曜日(祝日・年末年始除く)

【受付時間】午前8時30分～午後5時

【電話】03-5654-8560

【ファクス】03-5698-1530

自立相談支援窓口

「経済的に困窮している」「仕事が見つからないため、家賃が支払えない」など、お金に関する困りごとを中心に、専門職員が相談をお受けします。

【相談窓口】自立相談支援窓口

(区役所3階312番窓口)

【受付日】月～金曜日(祝日・年末年始除く)

【受付時間】午前8時30分～午後5時

【電話】03-5654-8625

【ファクス】03-5698-1530

入居後の生活支援 ～ 詳細は各担当課へお問い合わせください ～

かつしかあんしんネットの登録

緊急連絡先などの情報をあらかじめ高齢者支援課または障害福祉課、民生委員、高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)でお預かりし、利用者の病気やケガなどの緊急時には消防や警察、医療機関からの依頼に応じて緊急連絡先を提供します。



【対象】高齢者・障害者

【担当課】高齢者支援課 相談係 ☎03-5654-8257
障害福祉課 援護係 ☎03-5654-8302

見守り配食サービス

区と契約した事業者が、昼・夕食のお弁当を配達し安否の確認を行います。

【対象】高齢者・障害者

【担当課】高齢者支援課 在宅サービス係

☎03-5654-8299

障害福祉課 障害事業係

☎03-5654-8301



毎日訪問事業

乳酸菌飲料を配達し一声かける訪問を行うことにより、安否を確認するとともに、孤独感の解消を図ります。

【対象】高齢者(65歳以上のひとり暮らしの方)

【担当課】葛飾区社会福祉協議会 福祉サービス係
☎03-5698-3216



ほかにも福祉サービスはございますのでご相談ください!

発行元

葛飾区居住支援協議会事務局

(葛飾区都市整備部住環境整備課)

☎03-5654-8353